

全 員 協 議 会

日 時 令和4年6月24日（金）
午前9時30分
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

第 2 4 回議運決定事項

令和 4 年 6 月 2 2 日（水）

決定事項

1 令和 4 年第 2 回（6 月）定例会に関する事項について

(1) 委員会提出議案の提出について・・・資料 1

「山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を 6 月 2 4 日の本会議に上程し、即決することとした。

(2) 議員提出意見書案の提出について・・・資料 2

「西部石油株式会社山口製油所、関連会社及び協力会社等の従業員の雇用確保に関する意見書の提出について」を 6 月 2 4 日の本会議に上程し、即決することとした。

(3) 議事日程変更案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
6	24	金	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none">・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決・<u>委員会提出議案 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</u>・<u>議員提出意見書案 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</u>・議員派遣について・閉会中の調査事項について

上記のとおりとした。

2 申し入れ書（山陽小野田市議会 6 月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。）について

会派に持ち帰って協議することとした。

3 会派人数について見直しのお願について

会派に持ち帰って協議することとした。

4 議会運営改善についての申し入れについて

会派に持ち帰って協議することとした。

5 その他

(1) 市議会関係例規等のホームページ上での公表について

市の例規集に掲載されるものについては、反映されたものを市議会のホームページにて公表していくこととした。それ以外の関係例規については、議会事務局で速やかに公表していくこととした。

(2) 9月定例会日程案について

資料3のとおりとすることとした。

(3) その他

ア 議場への飲料の持込みについて

会派に持ち帰って協議することとした。

イ 会派控室の運用について

7月から現在の3会派が、議会会議室1、2、応接室を使用できるようにした。詳細な運用規程については、議会運営委員会で引き続き協議することとした。

ウ 山陽小野田市議会議員政治倫理条例について

閉会中に協議することとした。

委員会提出議案第 1 号

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 6 月 2 4 日提出

提出者 議会運営委員長 大 井 淳一朗

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則

山陽小野田市議会会議規則（平成 1 7 年山陽小野田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 8 条第 1 項中「議事の記録は、」を「会議録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを」に改め、同条第 2 項中「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する」を「前項の規定により公表しない部分については、秘密を要する」に改める。

第 1 1 2 条第 1 項中「議事の記録は、」を「記録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを」に改め、同条第 2 項中「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する」を「前項の規定により公表しない部分については、秘密を要する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(秘密の保持)</p> <p>第48条 秘密会の<u>会議録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により公表しない部分については、秘密を要する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>	<p>(秘密の保持)</p> <p>第48条 秘密会の<u>議事の記録は、公表しない。</u></p> <p>2 <u>秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>
<p>(秘密の保持)</p> <p>第112条 秘密会の<u>記録のうち、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により公表しない部分については、秘密を要する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>	<p>(秘密の保持)</p> <p>第112条 秘密会の<u>議事の記録は、公表しない。</u></p> <p>2 <u>秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</u></p>

議員提出意見書案第 1 号

西部石油株式会社山口製油所、関連会社及び協力会社等の従業員の雇用確保に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、次のとおり意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 24 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	長谷川	知 司
賛成者	山陽小野田市議会議員	伊 場	勇
〃	山陽小野田市議会議員	大 井	淳一朗
〃	山陽小野田市議会議員	岡 山	明
〃	山陽小野田市議会議員	奥	良 秀
〃	山陽小野田市議会議員	笹 木	慶 之
〃	山陽小野田市議会議員	白 井	健一郎
〃	山陽小野田市議会議員	恒 松	恵 子
〃	山陽小野田市議会議員	中 岡	英 二
〃	山陽小野田市議会議員	中 島	好 人
〃	山陽小野田市議会議員	中 村	博 行
〃	山陽小野田市議会議員	福 田	勝 政
〃	山陽小野田市議会議員	藤 岡	修 美
〃	山陽小野田市議会議員	古 豊	和 恵
〃	山陽小野田市議会議員	前 田	浩 司
〃	山陽小野田市議会議員	松 尾	数 則
〃	山陽小野田市議会議員	宮 本	政 志
〃	山陽小野田市議会議員	森 山	喜 久
〃	山陽小野田市議会議員	矢 田	松 夫
〃	山陽小野田市議会議員	山 田	伸 幸
〃	山陽小野田市議会議員	吉 永	美 子

西部石油株式会社山口製油所、関連会社及び協力会社等の従業員
の雇用確保に関する意見書

西部石油株式会社山口製油所は、これまで地域経済の発展と雇用の確保に多大な貢献をしてきた。

このたびの石油精製機能停止の発表には、本市議会も大変驚いており、地域経済に与えると想定される多大な影響を強く懸念している。

市においては、早急に情報収集に努められ、従業員の雇用確保に関し必要な対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

山陽小野田市議会

令和4年第3回（9月）定例会日程（案）

資料3

月	日	曜日	日程	備考
8	23	火		
	24	水		
	25	木		
	26	金	告示	
	27	土		
	28	日		
	29	月	一般質問通告締切	
	30	火	議運	
	31	水		
	9	1	木	
2		金	本会議初日	
3		土		
4		日		
5		月	2委員会・分科会	
6		火	2委員会・分科会	
7		水	2委員会・分科会	
8		木	委員会予備日	
9		金	一般質問	
10		土		
11		日		
12		月	一般質問	
13		火	一般質問	
14		水	一般質問	
15		木	一般質問	
16		金	休会	
17		土		
18		日		
19		月	（敬老の日）	
20		火	休会	
21		水	一般会計予算決算常任委員会全体会	
22		木	休会（議事整理日）	
23		金	（秋分の日）	
24		土		
25		日		
26		月	休会（議事整理日）	
27		火	本会議最終日	
28		水		
29		木		
30		金		